

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月5日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	工具管理センターのダイヤルゲージ校正時、不良1台(針ずれ)が認められたため、使用実績に関する影響評価と共に当該ダイヤルゲージを廃棄処理。	G	
2	2号機	主復水器連続洗浄装置貝・ボール分離装置電磁ベント弁において、表示不良(全閉時、表示灯赤緑両点灯)が認められたため、当該弁のリミットスイッチを調整。	G	
3	4号機	酸素注入系の酸素ガスポンベのラック切替(A・B)時、酸素ガスポンベ(10本中1本)出口弁の継ぎ手部に漏れ(カニ泡程度)が認められたため、当該漏れ箇所を補修。	G	
4	3.4号廃棄物処理設備	固化系温水器(B)の加熱蒸気圧力調節入口弁において、グランドリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
5	3.4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系中和装置恒温槽ラック純水圧力計において、指示値不良(圧力なしの状態が目盛り範囲外指示)が認められたため、当該圧力計を交換。	G	